

これからどうする？ 公共施設の未来 Vol.2



▲小岐須溪谷山の家

本市は、公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進に取り組んでいます。広報すずか6月5日号では、公共施設等の現状や課題、公共施設等総合管理計画の見直しの必要性についてお伝えしましたが、今回は、計画の改定のポイントについてお伝えします。

改定ポイント1 計画期間

平成27年に策定した公共施設等総合管理計画の計画期間は、平成27年12月から令和17年までの20年間でしたが、公共建築物やインフラの寿命は数十年に及ぶため、令和2年7月に策定した「鈴鹿市公共建築物個別施設計画」に合わせて、令和33年までの36年間に延長します。これにより、長期的かつさまざまな視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していきます。



鈴鹿市公共建築物 個別施設計画って？

総合管理計画の対象となる公共施設等のうち、公共建築物について、施設ごとの方向性、改修や複合化などの実施時期を記載した計画です。



改定ポイント2 公共建築物の長寿命化

長寿命化とは、今ある建築物を改修して長く使うことでライフサイクルコスト(建築時のインシヤルコストからランニングコスト、解体費用までを含めた生涯費用)を抑える方法です。今までは、不具合が生じてから修繕をする「事後保全」が主な手法でしたが、今後は「予防保全」の視点から計画的に改修を行うことで、良好な状態を保ちつつ、建築物を長期間使用します。

例えば、鉄筋コンクリート造の建築物において、これまでの計画の考え方では築後60年間での建て替えを前提にしていたましたが、適切な予防保全を行いながら、安全性と利便性を保ちつつ、原則として80年間使用することを目指します。

長寿命化することにより、施設の維持・更新に掛かる費用が1年当たり約3億円が縮減されると試算しています(鈴鹿市公共建築物個別施設計画より)。



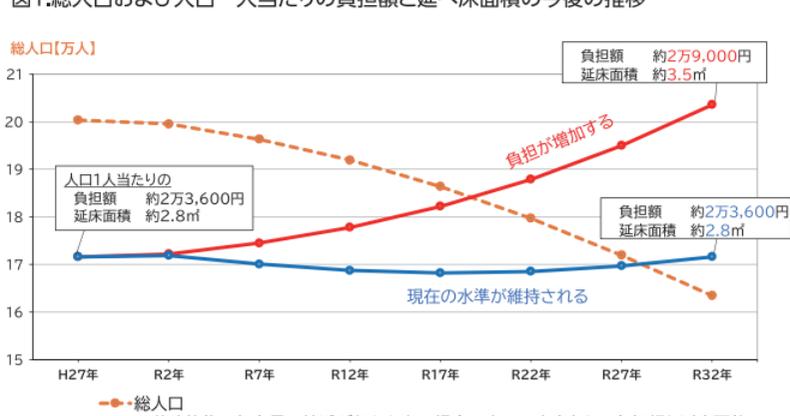
改定ポイント3 公共建築物の保有量の縮減目標

現在の計画では、公共建築物の保有量(延床面積)を計画の始期から20年間で5%縮減することを目標としていますが、改定後は計画期間の延長に伴い、令和33年度までの36年間で18%縮減することを目標とします。

縮減目標については計画期間における人口の減少率(18.4%)に合わせています。人口減少率に合わせて、公共建築物の縮減を進めることで、年度ごとの人口一人当たりの負担額をおおむね均等にすることができます。また、延床面積については現在の水準の維持が可能となるため、市民サービスを維持するとともに、収支レベルのバランスを保つことが可能になります(図1)。



図1.総人口および人口一人当たりの負担額と延べ床面積の今後の推移



公共施設等を次の世代へ

子や孫の世代へ負担を持ち越さないためにも、公共施設等は、「量」から「質」の重視へと発想を転換して、市民サービスを維持しつつ公共建築物の保有量の縮減を進めていきます。

また、限られた財源の中で市民サービスを維持するためにも、ICT(インターネットなどの情報通信技術)の活用による業務の効率化や、民間委託をはじめとする公民連携など、「地方行政サービス改革」についても一層推進しながら、市民の財産である公共施設等を次の世代へ持続可能な形で継承していきます。



パブリックコメントを実施します

「鈴鹿市公共施設等総合管理計画(改定版)案」について、市民の皆さんからのご意見を募集します。

対象 市内に在住・在勤・在学の方
 本市に納税義務を有する方
 本案に利害関係を有する方

と き 7月5日(月)～8月5日(木)

閲覧場所 総合政策課(市役所本館6階)、
 総務課(市役所本館4階)、地区市民センター、市ホームページ

提出方法 8月5日(木)まで(消印有効)に、件名「鈴鹿市公共施設等総合管理計画(改定版)案への意見」・住所・氏名・意見内容を記入の上、直接、郵送、ファクスまたは電子メールで総合政策課(〒513-8701 住所不要)または直接地区市民センターへ